

給水装置工事事業者の 指定制度について

平成28年4月

須賀川市上下水道部水道施設課

I 給水装置工事事業者の指定制度

◆改正水道法（平成8年6月公布）

- 給水装置工事事業者の指定要件の統一
- 給水装置工事主任技術者の国家資格など

全国一律の要件の給水工事事業者
の指定制度（平成10年4月施行）

改正法施行後10年経過した時点で、規制緩和の
効果・施行状況について検討を加え、必要な措
置を講じる。（附則第6条に規定）

- 厚生科学審議会 生活環境水道部会の検討・審議
- 厚生労働省健康局水道課長通知（平成20年3月）
「給水装置工事事業者の指定制度等の適正運用について」

I 給水装置工事事業者の指定制度

◆水道法関係条文一覧

項目名	水道法	水道法施行規則
1 指定の申請	第25条の2	
2 指定の基準	第25条の3	第18条、第19条
3 給水装置工事主任技術者の選任・解任	第25条の4	第20条
4 変更の届け出等	第25条の7	第21条、第22条、第23条
5 事業の基準(事業の運営の基準)	第25条の8	第34条、第35条
6 給水装置工事主任技術者の立ち会い	第25条の9	第36条
7 報告又は資料の提出	第25条の10	
8 指定の取り消し	第25条の11	

I 給水装置工事事業者の指定制度

◆給水装置工事事業者の指定制度の適正な運用

平成20年3月21日 水道課長通知(健水発第0321001号)

「給水装置工事事業者の指定制度の適正な運用について」

【通知文抜粋】

有識者による検討会及び厚生科学審議会生活環境水道部会において、現行制度が水道の適正を確保する上で重要な役割を果たしていると評価された一方、改善を要する課題が示され、その解決の方向が取りまとめられた。

貴職におかれては、下記に示した課題と解決の方向を踏まえて所要の措置を講じ、給水装置工事事業者の指定制度をより適正に運用いただくようお願いします。

記(要約)

- 1 指定給水装置工事事業者に対する講習・研修の実施
- 2 給水装置工事主任技術者等に対する研修の実施
- 3 需要者への指定給水工事事業者に関する情報提供
- 4 指定給水工事事業者の指定取消し処分基準の整備
- 5 各主体(水道事業者、指定工事事業者等)からの啓発・広報活動
- 6 適切な配管技能者(施行規則第36条第2号に規定)の確保

※施行規則第36条第2号

(事業の運営の基準)

第三十六条 法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事事業者の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

Ⅱ 給水装置工事のトラブル防止への取組

◆給水装置工事の適切な施工

◇需要者への情報提供

- 指定工事店リスト、修繕など対応できる内容、対応時間等**詳細な情報提供**が効果的

◇悪質商法への対応

- **リーフレット**等を用いた**分かりやすい情報提供**が効果的
被害が起きた際には、消費者行政の担当部署との連携も重要

◇無届工事への対応

- **指定工事事業者に対する講習・研修**を通じて、届出の必要性を周知徹底
- 無届工事発生後の対応手順についても明確化

◇給水装置における誤接合の防止

- 埋設管の誤認に注意
- **残留塩素の量を確認**するなど適切な措置を徹底

Ⅱ 給水装置工事のトラブル防止への取組

◆給水装置の誤接合防止に向けて水道事業者が取組むべきこと

平成14年12月6日 健水発第1206001号 厚生労働省健康局水道課長通知
「給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について」の要点

- ◇施設の図面等、常に最新の記録を整備。他種地下埋設物の状況が把握できるよう配慮。
- ◇給水管の分岐工事の際などには、給水装置工事主任技術者に対して水道事業者からも積極的に情報提供。
- ◇埋設管の誤認に注意。残留塩素の量を確認するなど適切な措置を徹底。
- ◇適切な技能者が従事するよう、工事事業者に対する確認及び助言・指導。

Ⅲ 給水装置主任技術者免状の返納命令に係る処分基準

水道法第二五条の五第三項に基づく給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る取扱いについて(平成11年8月24日)(生衛発第1185号)

「給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る処分基準」

(水道法第25条の5第3項に定める返納命令に係る処分基準)

水道法違反の事実が明白、かつ重大で次のいずれかに該当する場合は返納命令を行う。

- 違反行為により水道施設の機能に障害を与え、またはおそれが大と認められる場合
- 過去に警告を受けているにもかかわらず、故意に違反行為を繰り返した場合

水道法違反の事実は明白であるが、上記処分基準に該当しない場合には、再発防止の観点から水道課長名で文書による警告を行う。